平成２８年（フ）第２３６号
静岡県浜松市中区幸１丁目２番31号やまびこハイツ202、前住所静岡県浜松市中区和合北４丁目35番27号
債務者　坂元　幸一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８３４号
東京都立川市柴崎町１丁目14番５号柴崎町１丁目アパート１―106号
債務者　延谷　真樹
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３０号
静岡県焼津市高新田2411番地の１　有限会社ゆみかトランスポート寮内102号室、住民票上の住所静岡県御前崎市佐倉3788番地の１ビレッジ上ノ原ウエストＤ棟
債務者　高橋　清市
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２２号
横浜市旭区中希望が丘131番地　ベルシオン滝見103号室
債務者　高橋　広志
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８２７号
横浜市神奈川区白幡向町21番５号　パールハイツ201号
債務者　佐々木　務
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８５８号
横浜市戸塚区平戸１丁目２番２―212号
債務者　村上　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８８９号
横浜市港南区日野５丁目25番17号
債務者　村田　光子（旧姓國井）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５１号
横浜市港南区港南２丁目１番７号
債務者　磯貝由美子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９８号
横浜市南区日枝町１丁目20番地１　サンアリーナ横濱阪東橋505号
債務者　小林　公美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０９号
横浜市泉区弥生台72番地11　山口ハイツ203号
債務者　本田　充弘
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８８６号
神奈川県藤沢市大庭5529番地の４　パストラルはせがわ202号室
債務者　柴田　延雄
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８９６号
横浜市神奈川区六角橋４丁目16番２号
債務者　二ノ宮真輝
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４７号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―35―203
債務者　馬場　節子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１７号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目53番５号　イースト　プランドール　Ｂ―２号
債務者　山本　秀和
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２０号
沖縄県沖縄市美原２丁目24番27号　スレジュモ103号室、住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地22　美浜ハイツＡ―22
債務者　浦底　　寿
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部